

スーパーシティの提案のヒアリング結果について（講評）

令和3年8月6日

国家戦略特区ワーキンググループ座長 八田 達夫  
国家戦略特区ワーキンググループ座長代理 原 英史

12-4月にスーパーシティの提案公募を行い、5月に国家戦略特区ワーキンググループにおいて提案自治体からのヒアリングを行った。

全般にコメントすれば、大胆な規制改革の提案が乏しかった。

そもそも国家戦略特区の目的は、岩盤規制改革の実現である。スーパーシティは、その中でもさらに、世界から注目されるようなスケールの大きな革新的な未来社会を実現する仕組みである。このためには、最新の技術を用いる必要があり、広範な岩盤規制改革が必要であり、その実現には住民合意が必要である。

したがって、以下の要素を欠く提案は、制度趣旨と外れ、指定対象になることは考えられない。

- 1) 岩盤規制改革（※1）、かつ、
- 2) とりわけ住民合意を経ることで実現が期待できる、大胆な規制改革（※2）

（※1）従来の国家戦略特区の指定の際は、必ず大胆な規制改革の特例措置の創設とともに指定がなされてきた。どの程度の規制改革が「岩盤規制改革」にあたるかは、これらが参考基準となる。

（※2）例えば、規制改革の実現により一定の不便がもたらされる可能性があり、これが実現の障壁となってきた課題や、マイナンバーを活用したデジタル手続の義務付け等がこれにあたる。

また、スーパーシティでは、データ連携基盤に基づき幅広い分野での先端的サービスの実現を目指し、複数分野での規制改革を一体的に行う仕組みである。こうした設計も不十分な提案が目立った。

本来の制度趣旨に立ち返り、提案自治体において提案内容の見直し（スーパーシティ制度を活用する必要性があるのかを含め）を行っていただくとともに、ワーキンググループにおいて必要に応じ二次ヒアリングを行い、ハンズオンで見直しにつき助言していくこととする。

なお、これまでの各自治体の提案では、補助金申請と混同している印象のものが少なくなかった。スーパーシティの指定は、補助金等の交付とは関連しない。この点は改めて明確にしておく必要がある。

また、従来の提案募集時と比べ、規制改革の項目数が極めて多くなっている。当該自治体において実現に向けた準備（そもそも現行制度で実施できるかどうかの確認、規制改革実現後に早急に活用する準備）がなされていない項目を並べることは、当方の作業負担を無用に増やすだけであり、差し控えていただくようお願いしたい。